●香川県議会告示第1号

香川県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程を次のように定める。

令和5年3月31日

香川県議会議長 高 城 宗 幸

香川県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、香川県議会の保有する個人情報の保護に関する条例(令和4年香川県条例第39号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規程において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(個人識別符号)

- 第3条 条例第2条第2項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。
 - (1) 次に掲げる身体の特徴のいずれかを特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号
 - ア 細胞から採取されたデオキシリボ核酸(別名DNA)を構成する塩基の配列
 - イ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌
 - ウ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様
 - エ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化
 - オ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様
 - カ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状
 - キ 指紋又は掌紋
 - (2) 健康保険法(大正11年法律第70号)第3条第11項に規定する保険者番号及び同条第12項に規定する被保険者等記号・番号
 - (3) 船員保険法(昭和14年法律第73号)第2条第10項に規定する保険者番号及び同条第11項に規定する被保険者等記号・番号
 - (4) 旅券法(昭和26年法律第267号)第6条第1項第1号の旅券の番号

- (5) 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第2条第5号に規定する旅券(日本国政府の発行したものを除く。)の番号及び同 法第19条の4第1項第5号の在留カードの番号
- (6) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)第45条第1項に規定する保険者番号及び加入者等記号・番号
- (7) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)第112条の2第1項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号
- (8) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第111条の2第1項に規定する保険者番号及び被保険者記号・番号
- (9) 国民年金法(昭和34年法律第141号)第14条に規定する基礎年金番号
- (10) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第93条第1項第1号の免許証の番号
- (11) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第144条の24の2第1項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号
- (12) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第13号に規定する住民票コード
- (13) 雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第10条第1項の雇用保険被保険者証の被保険者番号
- (14) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第161条の2第1項に規定する保険者番号及び被保険者番号
- (15) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第8条第1項第3号の特別 永住者証明書の番号
- (16) 介護保険法(平成9年法律第123号)第12条第3項の被保険者証の番号及び保険者番号
- (17) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号 (要配慮個人情報)
- 第4条 条例第2条第3項の議長が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等(本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。)とする。
 - (1) 次に掲げる身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。) その他の心身の機能の障害があること。
 - ア 身体障害者福祉法 (昭和24年法律第283号) 別表に掲げる身体上の障害
 - イ 知的障害者福祉法 (昭和35年法律第37号) にいう知的障害
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)にいう精神障害(発達障害者支援法(平成16年法律第167号)第2 条第1項に規定する発達障害を含み、イに掲げるものを除く。)
 - エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法

律第123号) 第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの

- (2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者(次号において「医師等」という。)により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査(同号において「健康診断等」という。)の結果
- (3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。
- (4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。
- (5) 本人を少年法(昭和23年法律第168号)第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分 その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

(個人の権利利益を害するおそれが大きいもの)

- 第5条 条例第11条本文の個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして議長が定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 要配慮個人情報が含まれる保有個人情報(高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条において同じ。)の漏えい、滅失若しくは毀損(以下この条において「漏えい等」という。)が発生し、又は発生したおそれがある事態
 - (2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
 - (3) 不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
 - (4) 保有個人情報に係る本人の数が100人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- 2 議長は、条例第11条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人 の権利利益を保護するために必要な範囲において、次に掲げる事項を通知しなければならない。
 - (1) 概要
 - (2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の項目
 - (3) 原因
 - (4) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容
 - (5) その他参考となる事項

(電磁的方法)

- 第6条 条例第15条第4項に規定する電磁的方法は、次に掲げる方法とする。
 - (1) 電話番号を送受信のために用いて電磁的記録を相手方の使用に係る携帯して使用する通信端末機器に送信する方法(他人に委託して行う場合を含む。)
 - (2) 電子メールを送信する方法(他人に委託して行う場合を含む。)
 - (3) 前号に定めるもののほか、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信(電気通信事業法(昭和59年法律第86 号)第2条第1号に規定する電気通信をいう。)を送信する方法(他人に委託して行う場合を含む。)

(匿名加工情報の安全管理措置の基準)

- 第7条 条例第16条第2項の議長が定める基準は、次のとおりとする。
 - (1) 匿名加工情報を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。
 - (2) 匿名加工情報の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って匿名加工情報を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。
 - (3) 匿名加工情報を取り扱う正当な権限を有しない者による匿名加工情報の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。 (個人情報ファイル簿の作成及び公表)
- 第8条 議長は、個人情報ファイル(条例第17条第2項各号に掲げるもの及び同条第3項の規定により個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。次項及び第4項において同じ。)を保有するに至ったときは、直ちに、個人情報ファイル簿を作成しなければならない。
- 2 個人情報ファイル簿は、議会が保有している個人情報ファイルを通じて一の帳簿とする。
- 3 議長は、個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに、当該個人情報ファイル簿を修正しなければならない。
- 4 議長は、個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが条例第17条第2項第1号カに該当するに至ったときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を消除しなければならない。
- 5 議長は、個人情報ファイル簿を作成したときは、遅滞なく、これを事務所に備えて置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用 その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。
- 6 条例第17条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 条例第2条第6項第1号に係る個人情報ファイル又は同項第2号に係る個人情報ファイルの別
- (2) 条例第2条第6項第1号に係る個人情報ファイルについて、第9項に規定する個人情報ファイルがあるときは、その旨

- 7 条例第17条第2項第1号カの議長が定める数は、千人とする。
- 8 条例第17条第2項第1号キの議長が定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。
- (1) 次に掲げる者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの(アに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。)
 - ア 執行機関の職員又は当該職員であった者
 - イ 条例第17条第2項第1号アに規定する者又はアに掲げる者の被扶養者又は遺族
- (2) 条例第17条第2項第1号アに規定する者及び前号ア又はイに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの
- 9 条例第17条第2項第3号の議長が定める個人情報ファイルは、条例第2条第6項第2号に係る個人情報ファイルで、その利用目的及び記録範囲が条例第17条第1項の規定による公表に係る条例第2条第6項第1号に係る個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるものとする。

(保有個人情報開示請求書)

第9条 条例第19条第1項に規定する開示請求書は、保有個人情報開示請求書(第1号様式)によるものとする。

(開示請求等における本人確認手続等)

- 第10条 条例第19条第2項、第32条第2項又は第39条第2項の規定により提示し、又は提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。
 - (1) 開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書(以下この条において「開示請求書等」という。)に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者又は利用停止請求をする者(以下この条において「開示請求者等」という。)の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの
 - (2) 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあっては、当該開示請求者等が本人であること を確認するため議長が適当と認める書類

- 2 開示請求書等を議長に送付して開示請求、訂正請求又は利用停止請求(以下この項及び次項において「開示請求等」という。)をする場合に は、開示請求者等は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を議長に提出すれば足りる。
- (1) 前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの
- (2) その者の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして議長が適当と認める書類であって、 開示請求等をする日前30日以内に作成されたもの
- 3 条例第18条第2項、第31条第2項又は第38条第2項の規定により代理人が開示請求等をする場合には、当該代理人は、戸籍謄本、委任状その他その資格を証明する書類(開示請求等をする日前30日以内に作成されたものに限る。)を議長に提示し、又は提出しなければならない。
- 4 前項の規定による委任状は、次の各号に掲げる保有個人情報に係る請求の区分に応じ、当該各号に定める書面により行うものとする。
- (1) 保有個人情報の開示請求 保有個人情報開示請求に係る委任状(第2号様式)
- (2) 保有個人情報の訂正請求 保有個人情報訂正請求に係る委任状(第3号様式)
- (3) 保有個人情報の利用停止請求 保有個人情報利用停止請求に係る委任状(第4号様式)
- 5 開示請求をした代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を議長に 届け出なければならない。
- 6 前項の規定による届出があったときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみなす。 (保有個人情報開示決定等の通知)
- 第11条 条例第24条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 開示決定に係る保有個人情報について求めることができる開示の実施の方法
 - (2) 事務所における開示を実施することができる日、時間及び場所並びに事務所における開示の実施を求める場合にあっては、条例第28条第 3項の規定による申出をする際に事務所における開示を実施することができる日のうちから事務所における開示の実施を希望する日を選択すべき旨
 - (3) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数及び送付に要する費用 (保有個人情報開示決定通知書等)
- 第12条 条例第24条第1項の規定による通知は、保有個人情報開示決定通知書(第5号様式)により行うものとする。
- 2 条例第24条第2項の規定による通知は、保有個人情報不開示決定通知書(第6号様式)により行うものとする。

(保有個人情報開示決定等期限延長通知書)

- 第13条 条例第25条第2項の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期間延長通知書(第7号様式)により行うものとする。
 - (開示決定等期限特例延長通知書)
- 第14条 条例第26条第1項の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期間特例延長通知書(第8号様式)により行うものとする。
 - (保有個人情報の開示に係る意見照会書等)
- 第15条 条例第27条第1項の規定による通知は、保有個人情報の開示に係る意見照会書(条例第27条第1項用)(第9号様式)により行うものと する。
- 2 条例第27条第2項の規定による通知は、保有個人情報の開示に係る意見照会書(条例第27条第2項用)(第10号様式)により行うものとする。
- 3 条例第27条第1項及び第2項の意見書は、保有個人情報の開示に係る意見書(第11号様式)によるものとする。
- 4 議長は、条例第27条第1項又は第2項の規定により、同条第1項に規定する第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容を通知するに当たっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の権利利益を不当に侵害しないように留意しなければならない。
- 5 条例第27条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 開示請求の年月日
- (2) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限
- 6 条例第27条第2項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 前項各号に掲げる事項
- (2) 条例第27条第2項各号のいずれに該当するかの別及びその理由
- 7 条例第27条第3項の規定による通知は、保有個人情報の開示決定に係る通知書(第12号様式)により行うものとする。
 - (開示の実施等)
- 第16条 条例第28条第1項に規定する議長が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。
 - (1) 紙その他これに類するものに印字し、又は印画する方法により出力することができる電磁的記録
 - ア 用紙に出力したものの閲覧又は交付
 - イ フレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付
 - ウ 光ディスクに複写したものの交付

- (2) 前号に掲げるもの以外の電磁的記録(電子計算機による情報処理の用に供されるものに限る。)
 - ア 閲覧又は視聴
 - イ 光ディスクに複写したものの交付
- (3) 前2号に掲げるもの以外の電磁的記録
 - ア視聴
 - イ 録音カセットテープに複写したものの交付
 - ウ ビデオカセットテープに複写したものの交付
 - エ 光ディスクに複写したものの交付
- 2 前項に定める方法により写しの交付を行うときの交付部数は、1件の開示請求につき1部とする。

(保有個人情報開示実施方法等申出書等)

- 第17条 条例第28条第3項の規定による申出は、保有個人情報開示実施方法等申出書(第13号様式)により行うものとする。
- 2 条例第24条第1項の規定による通知があった場合において、開示請求書に記載された事項を変更しないときは、条例第28条第3項の規定による申出は、することを要しない。

(保有個人情報訂正請求書)

第18条 条例第32条第1項に規定する訂正請求書は、保有個人情報訂正請求書(第14号様式)によるものとする。

(保有個人情報訂正決定通知書等)

- 第19条 条例第34条第1項の規定による通知は、保有個人情報訂正決定通知書(第15号様式)により行うものとする。
- 2 条例第34条第2項の規定による通知は、保有個人情報不訂正決定通知書(第16号様式)により行うものとする。

(保有個人情報訂正決定等期間延長通知書)

第20条 条例第35条第2項に規定する通知は、保有個人情報訂正決定等期間延長通知書(第17号様式)により行うものとする。

(保有個人情報訂正決定等期間特例延長通知書)

第21条 条例第36条の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期間特例延長通知書(第18号様式)により行うものとする。

(保有個人情報提供先への保有個人情報訂正通知書)

第22条 条例第37条の規定による通知は、保有個人情報提供先への保有個人情報訂正通知書(第19号様式)により行うものとする。

(保有個人情報利用停止請求書)

第23条 条例第39条第1項に規定する利用停止請求書は、保有個人情報利用停止請求書(第20号様式)によるものとする。

(保有個人情報利用停止決定通知書等)

- 第24条 条例第41条第1項の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定通知書(第21号様式)により行うものとする。
- 2 条例第41条第2項の規定による通知は、保有個人情報利用不停止決定通知書(第22号様式)により行うものとする。 (保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書)
- 第25条 条例第42条第2項の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書(第23号様式)により行うものとする。 (保有個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書)
- 第26条 条例第43条の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書(第24号様式)により行うものとする。 (諮問をした旨の通知書)
- 第27条 条例第45条第2項の規定による通知は、諮問をした旨の通知書(第25号様式)により行うものとする。

(施行状況の公表)

第28条 条例第60条の規定による公表は、インターネットの利用その他の議長が適当と認める方法により行い、個人情報ファイル簿の件数、開示 請求等の件数その他必要な事項について行うものとする。

附則

(施行期日)

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際現に議会が保有している個人情報ファイルについての第8条第1項の規定の適用については、同項中「直ちに」とあるのは、「この規程の施行後遅滞なく」とする。

(香川県個人情報保護条例施行規程の廃止)

3 香川県個人情報保護条例施行規程(平成17年香川県議会告示第2号)は、廃止する。

保有個人情報開示請求書

年 月 日

香川県議会議長

殿

請求者 住所又は居所 (〒) ふりがな 氏 名 (代理人が法人の場合にあっては、主たる事務所 の所在地、名称並びに代表者の役職及び氏名 電話番号() —

香川県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第19条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

1	開示を請求する保有個人情報	(具体的に特定してください。)

2 求める開示の実施方法等

ア又はイに○印を付してください。アを選択した場合は、実施の方法及び希望日を記載してください。

ア 事務所における開示の実施を希望する。	
<実施の方法> □閲覧又は視聴	
□写しの交付(用紙)	
□写しの交付(光ディスク等)	
<実施の希望日> 年 月 日	
イ 写しの送付を希望する。 (□用紙 □光ディスク等)

3 本人確認等

イナノ C i E p D 寸
ア 開示請求者 □本人 □法定代理人 □任意代理人
イ 請求者本人確認書類
□個人番号カード
□運転免許証 □健康保険被保険者証
□在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書
□その他()
※請求書を送付して請求をする場合には、併せて住民票の写し等を添付してください。
ウ 本人の状況等 (法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。)
(ア) 本人の状況 □未成年者(年 年 月 日生) □成年被後見人
□任意代理人委任者
ふりがな
(イ) 本人の氏名
(ウ) <u>本人の住所又は居所</u>
エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。
請求資格確認書類 □戸籍謄本 □登記事項証明書 □その他()
オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。
請求資格確認書類 □委任状 □その他()

保有個人情報開示請求に係る委任状

(代理	里人)	住	所	
		氏	名	
上記 <i>a</i>	つ考え	> 件 珊)	した	め、次の事項を委任します。
(1)				請求を行う権限
(2)	開示	・請求に	に係る	事案を移送した旨の通知を受ける権限
(3)	開示	、決定等	等の期	間を延長した旨の通知を受ける権限
(4)	開示	、決定等	等の期	限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
(5)	開示	・請求に	こ係る	個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定通知及び開示請求に係る個人情

(6) 開示の実施の方法その他政令で定める事項を申し出る権限及び開示の実施を受ける権限

	,		,			
(委任者)	住	所 _				
	氏	名 _				印
	電話番	 号	()	_	

報の全部を開示しない旨の決定通知を受ける権限

注 次のいずれかの措置をとってください。

年 月 日

- (1) 委任者が押印する印は、実印を用い、印鑑登録証明書(開示請求の前30日以内に作成されたものに限る。)を添付すること。
- (2) 委任者の個人番号カード、運転免許証その他本人に対し一に限り発行される書類の写しを添付すること。

保有個人情報訂正請求に係る委任状

(代理	!人)	住	所	
		氏	名	
	le à	th are		
上記の)者を	:代理	人とえ	Eめ、次の事項を委任します。
(1)	個人	情報	の訂正	E請求を行う権限
(2)	訂正	E請求	に係る	る事案を移送した旨の通知を受ける権限
(3)	訂正	E決定	等の期	閉間を延長した旨の通知を受ける権限
(4)	訂正	決定	等の期	別限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
(5)	訂正	語求	に係る	5個人情報を訂正する旨の決定通知及び訂正請求に係る個人情報を訂正しない
旨の	決定	2通知	を受り	ける権限
	年	Ξ.	月	日
(委任者	台自	Ē į	所 _	
	日		名 _	

- 注次のいずれかの措置をとってください。
 - (1) 委任者が押印する印は、実印を用い、印鑑登録証明書(開示請求の前30日以内に作成されたものに限る。)を添付すること。
 - (2) 委任者の個人番号カード、運転免許証その他本人に対し一に限り発行される書類の写しを添付すること。

保有個人情報利用停止請求に係る委任状

(代理人)	住	所	
	IT.	Ħ	
	氏	名	
上記の者を	と代理	人と定	め、次の事項を委任します。

- (1) 個人情報の利用停止請求を行う権限
- (2) 利用停止決定等の期間を延長した旨の通知を受ける権限
- (3) 利用停止決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- (4) 利用停止請求に係る個人情報を利用停止する旨の決定通知及び利用停止請求に係る個人情報 を利用停止しない旨の決定通知を受ける権限

 年 月 日

 (委任者)住 所

 氏 名

 電話番号 ()

- 注次のいずれかの措置をとってください。
 - (1) 委任者が押印する印は、実印を用い、印鑑登録証明書(開示請求の前30日以内に作成されたものに限る。)を添付すること。
 - (2) 委任者の個人番号カード、運転免許証その他本人に対し一に限り発行される書類の写しを添付すること。

備

考

(日本産業規格A列4番)

保有個人情報開示決定通知書

第 号年 月 日

様

香川県議会議長

日付けで開示請求のありました保有個人情報については、香川県議会の保有

卽

		情報の保護に関する条例第24条第1項の規定により、	、次のとおり開示することと決定しまし
た		知します。	
1	開示	する保有個人情報(□全部開示 □部分開示)	
2	 不開 <i>え</i>	示とした部分とその理由(部分開示の場合)	
3	盟示。	 する保有個人情報の利用目的	
	יוינינוקן	7 3 177日 回 / 1日 + K マンイリ/リ ロ F リ	
4	開示の	の実施の方法等	
	(1)	開示の実施の方法	
	(2)		及び場所
		日時	
		場所	
	(3)	手数料の額 円	
	(4)	写しの送付を希望する場合の準備日数及び送付に要	要する費用
		準備に要する日数日 送付に要する費用	(見込額)
	事務	: 担 当 課 等	_
	i		

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香川県議会議長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(審査請求をした場合には、これに対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、香川県を被告として提起することができます。この場合においては、香川県議会議長が被告の代表者となります。

注 開示の実施の方法等については、この通知書を受け取った日から30日以内に、「保有個人情報 開示実施方法等申出書」により申し出てください。

(日本産業規格A列4番)

保有個人情報不開示決定通知書

 第
 号

 年
 月

 日

卽

様

香川県議会議長

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、香川県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第24条第2項の規定により、次のとおり開示しないことと決定しましたので通知します。

70 - 1700/11/0 91 / 0						
開示請求に係る保有 個人情報の名称等						
開示しないこととし た理由						
事務担当課等	電話番号(()	_		
備考						

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香川県議会議長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(審査請求をした場合には、これに対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、香川県を被告として提起することができます。この場合においては、香川県議会議長が被告の代表者となります。

保有個人情報開示決定等期間延長通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

香川県議会議長

年 月 日付けの保有個人情報の開示請求については、香川県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第25条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長することとしましたので通知します。

よしたのく囲却しまり。	
開示請求に係る保有 個人情報の名称等	
延長後の期間	日
開示決定等期限	年月日()
延長の理由	
事務担当課等	電話番号() 一
備 考	

保有個人情報開示決定等期間特例延長通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

香川県議会議長

年 月 日付けの保有個人情報の開示請求については、香川県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第26条の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長することとしましたので通知します。

開示請求に係る保有 個人情報の名称等	
条例第26条の規定 (開示決定等の期限 の特例)を適用する 理由	
残りの保有個人情報 について開示決定等 をする期限	年 月 日() (年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、 残りの部分については、上記期限までに開示決定等を行う予定です。)
事務担当課等	電話番号(–
備考	

保有個人情報の開示に係る意見照会書(条例第27条第1項用)

 第
 号

 年
 月

 日

様

香川県議会議長

あなた(貴)に関する情報が含まれている保有個人情報について、香川県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第19条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同条例第27条第1項の規定により、次のとおり照会します。つきましては、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示に係る意見書」を提出してください。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱います。

開示請求に係る保有 個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日()
開示請求に係る保有 個人情報に含まれて いるあなた(貴)に関する情報 の内容	
意見書の提出先 (事務担当課等)	電話番号 () 一
意見書の提出期限	年 月 日()
備考	

保有個人情報の開示に係る意見照会書(条例第27条第2項用)

 第
 号

 年
 月

 日

様

香川県議会議長

あなた(貴)に関する情報が含まれている保有個人情報について、香川県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第19条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同条例第27条第2項の規定により、次のとおり照会します。つきましては、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示に係る意見書」を提出してください。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱います。

開示請求に係る保有 個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日()
条例第27条第2項第 1号又は第2号の規 定の適用区分及びそ の理由	適用区分 □第1号 □第2号 (適用理由)
開示請求に係る保有 個人情報に含まれて いるあなた(貴)に関する情報 の内容	
意見書の提出先 (事務担当課等)	電話番号() 一
意見書の提出期限	年 月 日()
備考	

保有個人情報の開示に係る意見書

年 月 日

香川県議会議長

殿

年 月 日付けで照会のあったこのことについて、次のとおり意見を提出します。

開示請求に係る保有 個人情報の名称等	
	□保有個人情報を開示されることについて支障がない。 □保有個人情報を開示されることについて支障がある。
開示に関しての意見	(1) 支障(不利益)がある部分
	(2) 支障(不利益)の具体的理由
連 絡 先	電話番号 () 一

- 注 1 「開示に関しての意見」欄は、保有個人情報を開示されることについて「支障がない」場合、「支障がある」場合のいずれか該当する□にレ点を記入してください。 また、「支障がある」を選択された場合には、(1) 支障がある部分、(2) 支障の具体的理由について記載してください。
 - 2 「連絡先」欄は、本意見書の内容について、内容の確認等をする場合がありますので、確実 に連絡が取れる電話番号等を記載してください。

保有個人情報の開示決定に係る通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

香川県議会議長

톕

あなた(貴)から 年 月 日付けで「保有個人情報の開示に係る意見書」の 提出がありました保有個人情報については、次のとおり開示決定しましたので、香川県議会の保有す る個人情報の保護に関する条例第27条第3項の規定により通知します。

	2 1 - p + 2 p = - 2 1			9.70	
開示請求に係る保有 個人情報の名称等					
開示することとした 理由					
開示決定をした日		年 月	日 ()		
開示を実施する日	年月	日()		
事務担当課等	電話番号()	_		
備考					

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、 香川県議会議長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(審査請求をした場合には、これに対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、香川県を被告として提起することができます。この場合においては、香川県議会議長が被告の代表者となります。

保有個人情報開示実施方法等申出書

年 月 日

香川県議会議長

住所又は居所 (〒) ふりがな 氏 名 (代理人が法人の場合にあっては、主たる事務所) の所在地、名称並びに代表者の役職及び氏名 電話番号() —

香川県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第28条第3項の規定により、次のとおり申し出ます。

љ 1	,。 保有個人情報開示決	定通知書の番号等		
	文 書 番 号			
	日 付			
2	求める開示の実施方	法		
	開示請求に係る保有個人情報の名称等			
		閲覧	□全部 □一部()
	 実 施 の 方 法 	写しの交付 (用紙)	□全部 □一部()
		写しの交付 (光ディスク等)	□全部 □一部()
3	開示の実施希望日等			
	開示の実施を希望す る日	年 月 日() 午前・午後	時 分
	「写しの送付」の希 望の有無	□有 (同封する郵便切手等の □無)額 円)	
	申 出 書 提 出 先 (事務担当課等)	電話番号 ()	-	
	備考			

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

香川県議会議長

殿

請求者(住所又は居所) (〒 ふりがな 氏 名 代理人が法人の場合にあっては、主たる事務所 の所在地、名称並びに代表者の役職及び氏名 電話番号()

香川県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第32条第1項の規定により、次のとおり保有個 人情報の訂正を請求します。 1 訂正請求する保有個人情報の内容等

訂正請求に係る保有個人 情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を	開示決定通知書の文書番号: 文書日付: 年 月 日
受けた保有個人情報	開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等
	(趣旨)
訂正請求の趣旨及び理由	(理由)

2

(日本産業規格A列4番)

保有個人情報訂正決定通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

香川県議会議長

卽

年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、香川県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第34条第1項の規定により、次のとおり訂正することと決定しましたので通知します。

たので通知しよう。			 	 	
訂正請求に係る保有 個人情報の名称等					
訂正請求の趣旨					
	(訂正内容)				
訂正決定をする内容 及び理由	(訂正理由)				
事務担当課等	電話番号()	 		
備考					

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、 香川県議会議長に対して審査請求をすることができます。 また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(審査請求をした場合には、

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(審査請求をした場合には、 これに対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、香川県を被告として提 起することができます。この場合においては、香川県議会議長が被告の代表者となります。

(日本産業規格A列4番)

保有個人情報不訂正決定通知書

第 号年 月 日

卽

様

香川県議会議長

年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、香川県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第34条第2項の規定により、訂正をしない旨の決定をしましたので、次のとおり通知します。

() () () () () () () ()	5.70
訂正請求に係る保有 個人情報の名称等	
訂正をしないことと した理由	
事務担当課等	電話番号 () 一
備考	

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、 香川県議会議長に対して審査請求をすることができます。 また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(審査請求をした場合には、

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(審査請求をした場合には、 これに対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、香川県を被告として提 起することができます。この場合においては、香川県議会議長が被告の代表者となります。 保有個人情報訂正決定等期間延長通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

香川県議会議長

年 月 日付けの保有個人情報の訂正請求については、香川県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第35条第2項の規定により、次のとおり訂正決定等の期間を延長することとしましたので通知します。

としましたので通知し	より。
訂正請求に係る保有 個人情報の名称等	
延長後の期間	日
訂正決定等期限	年 月 日()
延長の理由	
事務担当課等	電話番号() — —
備考	

保有個人情報訂正決定等期間特例延長通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

香川県議会議長

年 月 日付けの保有個人情報の訂正請求については、香川県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第36条の規定により、次のとおり訂正決定等の期間を延長することとしましたので通知します。

いて地がしよう。							
訂正請求に係る保有 個人情報の名称等							
条例第36条の規定 (訂正決定等の期限 の特例)を適用する 理由							
訂正決定等をする期 限		年	月	日 ()		
事務担当課等	電話番号()		-		
備考							

保有個人情報訂正通知書

 第
 号

 年
 月

 日

殿

香川県議会議長

年 月 日付け 第 号で提供した保有個人情報については、香川県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第33条の規定により訂正を実施しましたので、同条例第37条の規定により通知します。

条の規定により通知し	~ У о
訂正請求に係る保有 個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等 保有個人情報の特定 するための情報	(氏名、住所等)
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容 及び理由	(訂正西容)
訂正の実施をした日	年月日()
事務担当課等	電話番号() -
備考	

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

香川県議会議長

殿

請求者 住所又は居所 (〒) ふりがな 氏 代理人が法人の場合にあっては、主たる事務所 の所在地、名称並びに代表者の役職及び氏名 電話番号()

香川県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第39条第1項の規定により、次のとおり保有個 人情報の利用停止を請求します。

1 利用停止を請求する保有個人情報の内容等

利用停止請求に係る保有個 人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受	開示決定通知書の文書番号: 文書日付: 年 月 日
けた保有個人情報	開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等
利用停止請求の趣旨及び理 由	(趣旨)□第1号該当 → □利用の停止 □消去□第2号該当 → 提供の停止
	(理由)

2

本人確認等
ア 利用停止請求者 □本人 □法定代理人 □任意代理人
イ 請求者本人確認書類
□個人番号カード
□運転免許証 □健康保険被保険者証
□在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書
□その他()
※請求書を送付して請求をする場合には、併せて住民票の写し等を添付してください。
ウ 本人の状況等 (法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。)
(ア) 本人の状況 □未成年者 (年 月 日生) □成年被後見人
□任意代理人委任者
ふりがな
(イ) 本人の氏名
(ウ) 本人の住所又は居所
エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。
請求資格確認書類 □戸籍謄本 □登記事項証明書 □その他()
オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。
請求資格確認書類 □委任状 □その他()

(日本産業規格A列4番)

保有個人情報利用停止決定通知書

 第
 号

 年
 月

 日

톕

様

香川県議会議長

年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、香川県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第41条第1項の規定により、次のとおり利用停止することと決定しましたので通知します。

企しましたので 通知しより。	
利用停止請求に係る保有 個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする内容及び理由	(利用停止決定の内容) (利用停止の理由)
事務担当課等	電話番号() —
備考	

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、 香川県議会議長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(審査請求をした場合には、これに対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、香川県を被告として提起することができます。この場合においては、香川県議会議長が被告の代表者となります。

保有個人情報利用不停止決定通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

香川県議会議長

卽

年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、香川県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第41条第2項の規定により、次のとおり利用停止をしないことと決定しましたので通知します。

	= 1 / 0	
利用停止請求に係る保有 個人情報の名称等		
利用停止をしないことと した理由		
事務担当課等	電話番号() 一	
備考		

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、 香川県議会議長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(審査請求をした場合には、これに対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、香川県を被告として提起することができます。この場合においては、香川県議会議長が被告の代表者となります。

保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

香川県議会議長

年 月 日付けの保有個人情報の利用停止請求については、香川県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第42条第2項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期間を延長することとしましたので通知します。

こととしましたので囲却し	۸ ¢ و و و و و و و و و و و و و و و و و و
利用停止請求に係る保有 個人情報の名称等	
延長後の期間	日
利用停止決定等の期限	年 月 日()
延長の理由	
事務担当課等	電話番号 (– –
備考	

保有個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書

第 号 年 月 日

様

香川県議会議長

年 月 日付けの保有個人情報の利用停止請求については、香川県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第43条の規定により、次のとおり利用停止決定等の期間を延長することとしましたので通知します。

- 31 - 1 - 1,C/11 - 31 / 0							
利用停止請求に係る保有 個人情報の名称等							
条例第43条の規定(利用 停止決定等の期限の特例) を適用する理由							
利用停止決定等をする期限		年	月	月 ()		
事務担当課等	電話番号()		-		
備考							

諮問をした旨の通知書

第号年月日

様

香川県議会議長

年 月 日付けの議長に対する審査請求について、次のとおり香川県議会個人情報保護審査会に諮問したので、香川県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第45条第2項の規定により通知します。

審査請求個人情報の										
審查請求決定等等、利用等)	(訂正	決定								
審查	計	求	(1)	審査請求 年 審査請求	月	日				
諮	問	日		年	月	日				